

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料（両給付を併せ、以下「遺族補償給付等」という。）の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫A（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、B所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、空調機器の取付工事や電気工事作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日、自宅において自死した。
- 2 請求人が遺族補償給付等を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付等を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。
- 3 本件は、監督署長が、審査官による前回処分の取消決定を受けて、遺族補償給付の年金給付基礎日額を年齢階層別の最高限度額である〇円（平成〇年〇月から平成〇年〇月分）、葬祭料の給付基礎日額を〇円と算定して、支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をしたものの、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件処分において、監督署長が算定した遺族補償給付の年金給付基礎日額が○円、また、葬祭料の給付基礎日額が○円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平均賃金算定期間における時間外労働時間の認定が過小であるので、被災者の労働実態を検討し、正しい労働時間に基づく平均賃金の算定を求めると主張するものの、当該認定の誤り等について具体的な主張をしておらず、また、新たな証拠の提出も行っていない。

(2) そこで、本件処分が妥当であるかを検討すると、本件処分では、平成○年○月○日から同年○月○日までの本件平均賃金算定期間（以下「本件算定期間」という。）に係る被災者の労働時間について、以下のとおり推計している。

ア 始業時刻について

(ア) 警備会社の入退館情報一覧表に、被災者が警備会社の警報装置を解除した時刻が記録されている日は、当該時刻。

(イ) 会社の代表取締役D（以下「D」という。）は、スーパーマーケットE（以下「E」という。）の作業では、被災者の会社への入社時刻は午前○時○分であり、その後現場に向かったと述べていることから、Eで作業する日は、午前○時○分。

(ウ) 被災者は、よく遅刻していたという会社関係者からの申述があるものの、被災者が遅刻した具体的な日時は特定できないことから考慮しないこととし、上記（ア）及び（イ）に当てはまらない日については、会社関係者からの証言を踏まえ、通常の朝の会社での集合時刻である午前○時。（ただ

し、午前〇時以降に警備会社の警報装置が解除されている場合は、当該時刻。)

イ 終業時刻について

(ア) 請求人及びDの申述によると、平成〇年〇月〇日までは、午後〇時頃まで就労することが多かったとのことから、午後〇時。(ただし、午後〇時前に警備会社の警報装置がセットされている場合は、当該時刻。)

(イ) 請求人は、平成〇年〇月以降は、帰宅は早くて午後〇時〇分であったと述べていることから、午後〇時まで就労していたものとみて、午後〇時。(ただし、午後〇時前に警備会社の警報装置がセットされている場合は、当該時刻。)

(ウ) Dの申述によると、平成〇年〇月〇日は、従業員全員で会議を行っていたため警備会社の警報装置のセットが翌日の午前〇時〇分になったとのことであり、当該時刻。

ウ 平成〇年〇月〇日については、手書き記入の出勤簿に被災者が同僚のFとともにEでの作業後に夜勤も行った旨の記載があることから、午前〇時〇分に始業し、警備会社の警報装置がセットされた時刻である翌日の午前〇時〇分に終業したとする。

エ 平成〇年〇月〇日については、被災者による警備会社の警報装置の解除時刻が午前〇時〇分のため、当該時刻を始業時刻とし、出勤簿のとおり、午前〇時に終業したとする。

オ 本件算定期間における休日については、被災者の手帳の記載のとおりとし、休日出勤の平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日の3日については、上記ア及びイの方法により、始業及び終業時刻を推計する。

カ 休憩時間については、Dの申述を基に、午後〇時から1時間、午前〇時から30分間、午後〇時から30分間の合計2時間とする。

(3) 以上の推計について、当審査会において精査するも、始業時刻及び終業時刻ともに、監督署長は被災者に有利になるよう最大限となる時間を見積もって推計していると認められるものであり、同推計は妥当なものであると判断する。

(4) なお、請求人は2時間の休憩時間があったことについて疑問を呈するが、被災者はタバコを自宅では吸わずに、始業から終業までの間に1日1箱くらい吸っていたとのことであり、業務の特殊性に鑑みると、取得しうる休憩時

間には多少の変動があったものと考えられるも、上記の推計はおおむね妥当であると判断する。

- (5) よって、葬祭料に係る給付基礎日額及び年齢階層別の最高限度額とする遺族補償年金に係る年金給付基礎日額のいずれについても、妥当なものであると判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。